
第Ⅱ部 紛争処理の状況

第1章 紛争処理の状況

委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、ケーブルテレビ事業者等と地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること（電気通信事業法第154条から第157条の2まで、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の35及び放送法（昭和25年法律第132号）第142条）
- ② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと（電気通信事業法第160条、放送法第144条）
- ③ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと（電気通信事業法第162条）

また、事務局に事業者等相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する相談や問合せに対応している。

なお、委員会の機能等については資料編の【資料1】、これまで委員会で取り扱った紛争処理の概況については資料編の【資料2】のとおりである。

1 紛争処理件数

平成30年度に委員会が受けたあっせんの申請は1件であった。本件は、相手方からあっせんを受諾しない旨の通知を受けたため、あっせんをしないものとした。仲裁の申請はなかった。また、総務大臣からの諮問は行われず、本年度中に答申を行った案件はなかった。総務大臣への勧告についても行わなかった。

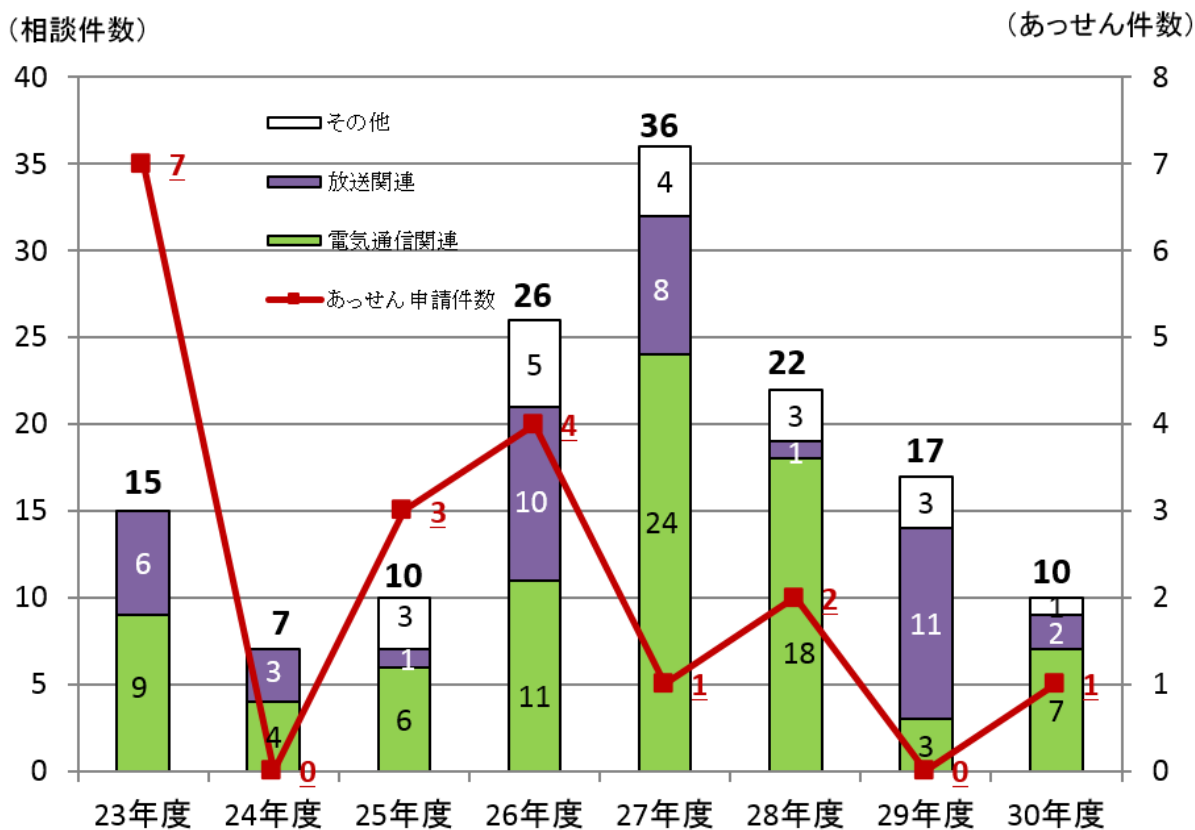
2 事業者等相談窓口における相談

平成30年度においては、事業者等相談窓口において、10件の相談及び問合せを受けた（平成29年度は17件）。相談内容ごとの受付件数及び相談対応結果は、次のとおりである。

平成30年度は、役務提供に係る業務の委託に関する相談が多く寄せられた。

| 相談内容 | 受付件数 |
|--------------------|------|
| ① 卸電気通信役務の提供 | 1件 |
| ② 役務提供に関する業務の委託 | 4件 |
| ③ 土地等の利用 | 1件 |
| ④ その他電気通信に係る契約 | 1件 |
| ⑤ 地上基幹放送の再放送に関する同意 | 2件 |
| ⑥ その他 | 1件 |
| 計 | 10件 |

※ 同一案件に係る複数回の相談を含む。



| 相談対応結果 | 件数 |
|------------------------------|-----|
| ① あっせん等の申請があった | 1件 |
| ② 事業者間の協議等が進捗し解決した | 1件 |
| ③ 事業者間協議を継続することとなった | 2件 |
| ④ 事業者の判断により、協議の継続等を行わないこととした | 0件 |
| ⑤ 手続に関する説明を行った | 1件 |
| ⑥ その他 | 5件 |
| 計 | 10件 |

※ 同一案件に係る複数回の相談を含む。

第2章 あっせん案件の概要

平成30年度のあっせん案件の概要については、以下のとおりである。

なお、これまで委員会で取り扱った紛争処理終了案件の一覧については資料編の【資料3】のとおりである。

1 平成30年10月9日申請（平成30年（争）第1号）（取次代理店契約等に関する手数料）

（1）経過

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 平成30年 | |
| 10月9日 | A社から、あっせんの申請（平成30年（争）第1号）。 （⇒（2）） |
| 11日 | 委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。 |
| 19日 | B社からあっせんに応じる考えはない旨の回答。 （⇒（3）） |
| 11月6日 | 委員会から、両当事者に対し、あっせんをしない旨の通知。 |

（2）申請における主な主張

A社はB社と業務委託や販売促進に係る取次代理店契約を締結し、B社が提供するC種通信サービスの注文取次業務（販売支援、請求代行業務を含む）を行っている。

B社が平成28年に開始した新たなD種通信サービスについても、A社とB社との間で取次代理店業務（注文取次業務、販売支援及び請求代行業務を含む）に係る契約書や一部の利用者についての請求代行業務に係る覚書について協議が行われてきた。

こうした状況のもと、A社はB社との間で当該サービスに関する手数料率等について協議を重ねているところ、進展が見込めないため、以下についてあっせんを申請した。

- ① B社が提供するD種通信サービスの取次代理店業務について、手数料算定の対象は月額使用料だけではなく保険料や通話料等を含む請求金額全体とする内容で、取次代理店契約を締結する。
- ② 既にD種通信サービスの使用を開始している一部利用者に対する利

用料金の請求代行業務について、上記と同様に手数料算定の対象は月額使用料だけではなく請求金額全体とする内容で覚書を締結し、現在B社がA社に提示している手数料額との間で手数料額に差分が生じる場合は、当該一部利用者に対する請求開始時期まで遡及し差額分を調整及び精算する。また、当該覚書についての対象を当該利用者に限定的ように明確化する。

(3) あっせん不実行

B社に対し、あっせんの申請があった旨通知したところ、B社より「あっせんには応じることはできないがA社と引き続き誠意をもって協議をしたい」旨の回答が委員会にあったため、あっせんをしないこととなった。

【あっせんを受諾しない理由】

取次代理店契約及び一部の利用者についての請求代行業務に係る覚書については、従前どおり誠意をもって協議を重ね、合意に至れば契約を締結する予定である。

なお、取次代理店契約に定める手数料率についても条件が合意に至れば契約を締結する予定であるが、手数料の対象部分を月額使用料のみならず請求金額全体とすることについては、譲歩の余地はない。

また、一部利用者に対する料金請求代行業務の手数料額に係る遡及についても、譲歩の余地はない。